財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容
172	地域	14	京都市地域活性化総合特区	道路管理者への財政措置の拡充	京都市では，幹線道路に加え，とりわけ歴史的景観に配慮すべき伝統的建造物群保存地区や世界遺産周辺を重点的整備対象地域に定め，無電柱化を集中的に進めているが，もともと大きな費用負担を要する事業である上，本市の狭隘で入り組んだ道が多いという道路事情により，更に多くの経費を要しており，多額の事業費負担が，進捗を妨げている。	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	道路管理者への助成制度の拡充
176	地域	14	京都市地域活性化総合特区	美しい町並みと歴史風土の保存・活用，自然景観の保全・再生	古都保存法に基づく買い入れた土地の森林景観形成のための財源措置の拡充	京都市	国土交通省	社会資本整備総合交付金	拡充	古都保存法に基づく所有者の申出を受けた土地の買入れは国庫補助対象となっているが，買入後の除伐・間伐等の森林景観形成に係る費用は，植栽等の施設整備と一体的に実施するもの以外は補助対象外である。このため，広大な買入地の森林景観形成に多額の費用を要するため，十分な対応ができていない現状にある。適切な森林景観の形成を行っていくためには，新たな財政支援措置が必要。

回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］						国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］		対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］	
	担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	対応	理由等		内閣府コメント	内閣府整理
1回目	国土交通省道路局 環境安全課	社会資本整備総合交付金交付要綱	B	－	現行の交付金事業で実施することが可能である。		c	観光立国の推進は，「総合特別区域基本方針」の総合特区制度により実現すべき目標として掲げられています。また，美しい町並みと歴史的風土の保存・活用等を通じ，世界の人々が日本文化の神髄と美しい町並みを求めて集う国際観光拠点を形成することにより，本特区の政策課題を解決していくことが，「京都市地域活性化総合特区地域活性化方針」において，国と地域との間で共有されています。 京都市では，数多く抱える歴史的景観に配慮すべき地区について，伝統建築物群保存地区や世界遺産周辺を中心に，重点整備対象地域を定めて，社会資本整備総合交付金等の活用により，無電柱化の取組を集中的に進めております。 しかしながら，景観に配慮すべき地区では，歴史的に引き継がれてきた町並みであることから，道路幅員が狭隘であり，施工性が悪く，他の幹線道路における施工に比べ，整備費用が高くなる傾向にあります。 また，電力需要等が少ないことなどから，電線管理者等との合意が得られないことも多く，入線や電柱撤去費用も含めて京都市が要請者として全額負担の上，京都の歴史的景観を保全・再生するために整備を行っている事例も複数あります。（花見小路通（祇園地区），ねねの道（高台寺周辺），小川通） 第6期無電柱化計画（平成21年度～平成25年度）に掲げている路線の無電柱化完了には，現行国庫補助率（1/2）の場合，約9年間の期間を要しますが，補助率が仮に75%に拡充されることになれば，整備期間が5年弱に短縮し，四季折々の美しい自然景観やそこに溶け合う寺院，神社，京町家などの趣深い町並み等京都特有の景観の保全・再生の取組が飛躍的に進み，ひいては国が進める歴史・風土に根ざした国土づくりや観光交流の拡大へも大いに寄与します。 本市が提案している「無電柱化事業への補助率拡充」について，「現行の交付金事業で実施することが可能である。」とのことですが，具体的な内容が明確となっていませんので，手段を含め御教示頂きたい。また，本特区の政策課題の解決に向け，引き続き協議をお願いしたい。		自治体からは、国土交通省の提案が具体的な内容となっていないとの回答がなされているが、国土交通省からは、現行の社会資本整備総合交付金事業の中で交付される交付金の枠内で、自治体の要望する事業への配分を増額することは自治体の裁量により実現可能である趣旨での回答がされている。 また、本提案については平成24年度より協議を行っており、前回「すでに補助率を拡充している中での補助率のさらなる拡充は困難」との国土交通省の見解が示されている。 当該見解は地域自主戦略交付金を前提としたものであるが、社会資本整備総合交付金においても当てはまるとされている。 今回、自治体からは再提案がなされているが、国交省としては、提出のあった資料では補助率の拡充を検討するに足りるだけの具体的な根拠やデータとは言えないと考えており、今回の協議の中で結論を得ることは困難であるため、一旦協議を終了する。 自治体は、政策課題解決に向けて、社会資本整備総合交付金の補助率拡充以外の方法も含め再整理し、その検討に従って改めて提案が行われた場合には、国土交通省は実現の可否について検討するとともに、課題解決に向けて協議に応じること。	Ⅳ
2回目											
1回目	国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室	社会資本整備総合交付金	B		補助率の拡充については、京都市財産の施設整備に対する7割国費による財政措置を求めたものであるため、既存の他事業の財政措置との並びでバランスが悪く、かなりハードルが高いものとなっているが、補助対象の範囲については、木竹の除伐，間伐等のうち，歴史的風土保存施設の整備と併せて景観阻害物件の除却という位置づけで実施する木竹の除却、景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は、社会資本整備総合交付金制度の基幹事業のひとつである古都保存事業を活用することが可能であり、現行制度等で対応可能である。指定自治体から相談があった場合には、現行制度の範囲内で丁寧に対応させていただきたい。		b	○下記のとおり，事業遂行上，実質的に要望に沿った回答を得られたため。 ・景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は，現行の社会資本整備総合交付金制度の活用が可能であること。 ・自治体から相談があった場合には、現行制度の範囲内で，国交省による助言等のバックアップを得られること。 ○具体的な計画作成段階で，改めて協議に応じていただくなど，引き続き支援を要望します。		景観保全のための植栽整備の一環として実施する木竹の除間伐等は，現行の社会資本整備総合交付金制度の活用が可能であることが確認されたことから協議を終了する。 省庁においては、具体的な計画作成段階等に自治体から相談があった場合には丁寧な対応をすること。	Ⅰ
2回目											